# 欧州における単一特許システム制定の動向

# Legislative Developments on Uniform Patent System in Europe

# 川 俣 洋 史\* Hiroshi KAWAMATA

**抄録** 欧州の特許制度は、各国・欧州連合(EU)・条約等の複数の枠組みの中で、互いに影響を及ぼし合いながら変化し続けている。過去何度も繰り返されてきた単一の特許制度や特許訴訟制度制定に向けた議論が、最近また活発化している。しかし、複数の言語と制度を持つ欧州が真に単一の制度へ転換するための課題は多く、その実現はまだ先のことになるであろう。

### 1. はじめに

欧州連合(EU)において特許制度はイノベーション促進のためのインフラであるとして重要な施策対象と位置付けられている<sup>1</sup>。そこで本稿では、最近いくつかの新しい動きがみられた欧州連合特許と統一特許訴訟システムについて取り上げる。

## 2. 欧州連合特許

欧州で一つの特許制度を作る試みは、欧州経済 共同体の時代の 1960 年前後から条約案の検討と して開始された。しかし、1975 年の共同体特許条 約 (CPC) 署名、これを修正するための 1989 年 12 月の共同体特許に関する協定書<sup>2</sup>への署名等の 努力にもかかわらず、条約の発効には至らなかっ た。

その後,1999年頃からEUは新たにEC規則という枠組みによる実現を目指すこととなる<sup>3</sup>。2000年8月に提案された共同体特許規則(CPR)案,2003年3月の共同体特許に関する「共通政治アプローチ」<sup>4</sup>についての閣僚理事会合意等,制度創設へ向けた機運は高まり,活発な議論と交渉が行わ

れたものの、2004年には再び条文の合意に失敗する $^{5}$ 。

こうして単一特許制度の実現は再び遠ざかった と考えられたが、2007 年 4 月に欧州委員会が公表 した "Enhancing the patent system in Europe" と題 するコミュニケーション $^6$ を契機に再度議論が活 発になり、2009 年 12 月 4 日、EU 競争力理事会に おいて、欧州及び EU 特許裁判所(EEUPC)の設 置と EU 特許 $^7$ の概要について合意がなされた $^8$ 。

しかし、その内容は、EU 特許の更新料の配分の方針、欧州特許庁(EPO)と欧州特許機構の加盟国とのパートナーシップ強化や、EPC の改正とEUの EPC への加盟に関するものであった。そしてEU 特許の翻訳の取扱いについては規則を別途定め、当該規則と共にEU 特許に関する規則が発効するとされた。

実は,欧州で単一の特許制度を構築しようとす

<sup>\*</sup> 日本貿易振興機構(ジェトロ)デュッセルドルフセンター 産業財産権調査員

Director for Intellectual Property, Japan External Trade Organization (JETRO) Dusseldorf

る試みの歴史の中で、最も困難な問題一つが翻訳言語であった。翻訳に多額の費用がかかる結果、欧州における特許の取得コストは、米国や日本の10 倍以上ともいわれ<sup>9</sup>、欧州の産業界からは長年にわたり、コストを大幅に低減できる単一特許制度の創設が競争力強化のため必要との声が上がっていた。

それにもかかわらず, 言語は民族や国家と深い 関係があり, 歴史的にも政治問題化しやすいこと から, 前述のように, 合意を目前にしながらそこ に至らないという歴史が繰り返されてきた。

その後,2010年7月1日には、出願人が選択する現在のEPOの公式言語(英語、ドイツ語、フランス語)の一つによって審査手続きが行われ、得られた特許はその言語で公開されるとともに法的拘束力を有する正本となる、という「EU 特許の翻訳の取扱いに関する規則」案が公表された<sup>10</sup>。

しかし、2010年前半の議長国であったスペインは、過去の議論において自国語が含まれていないことに強く反対したといわれる<sup>11</sup>。また、従来表だって声を上げることが少なかったイタリアも同規則案に異議を唱えているとされる。

2010 年後半の議長国ベルギーは、EU 特許の実現に向けた各国との調整に積極的である<sup>12</sup>。しかし、同国は最近、自国内のフランス語圏とオランダ語圏の政治的対立から国家分裂の危機に直面していることもあり、欧州の言語問題についてリーダーシップをとることができるのか、という疑問も残る。

また,2009年12月1日に発効したリスボン条約の下,2つの規則は成立するまでに異なる過程を経ることとなる。まず,EU特許に関する規則については,通常立法手続きに従い,閣僚理事会と欧州議会との共同採択の手続きを経ることが必要となった<sup>13</sup>。次に,「EU特許の翻訳の取扱いに

関する規則」は特別立法手続きの対象とされ、欧州議会への諮問とともに、依然として閣僚理事会での全会一致が必要である<sup>14</sup>。これは、前述のような反対がある中で、引き続き厳しい要件となる。このように、両規則が発効に至るまでには、まだいくつものステップが残されている。

# 3. 統一特許訴訟システム

欧州における単一の特許訴訟制度は,1985年頃から共同体特許と共に検討され,前述の1989年12月の共同体特許に関する協定書<sup>15</sup>中に議定書として含まれた。

他方, 欧州特許に関する訴訟制度についても, 1999 年 11 月の欧州特許条約 (EPC) の加盟国に よる政府間会議<sup>16</sup>以来, EPO を事務局として訴訟 制度の調和を目的に欧州特許訴訟協定(EPLA)の 条文が検討されてきた。ところが、その過程にお いて「訴訟制度は EU で検討されている欧州共同 体特許も対象とすべき」との意見が出されるよう になり、EU も 2003 年 3 月の「共通政治アプロー チ」<sup>17</sup>で同様の方向性を打ち出した。2006 年頃に は欧州委員会内で EU は EPLA に加盟すべきとの 議論が起こったが、同年 10 月、欧州議会は EPLA の改善が必要として加盟を先送りする決議を行っ た18。その後,2007年2月に欧州議会の法律サー ビス部門が、EPLA は EC 条約に違反していると の暫定的見解を示した<sup>19</sup>。これを契機に EPLA へ の求心力は弱まり、検討の主体は EPC 加盟国から EU へ移ることとなった<sup>20</sup>。

2007年3月、欧州委員会はコミュニケーション<sup>21</sup>を 公表し、「欧州の特許訴訟システムは、欧州特許お よび欧州共同体特許を含めて検討する」との方針 を改めて示した。この方針に従って統一特許訴訟 システム(UPLS)に関する検討が進められた結果、 2009年12月、欧州及びEU特許裁判所(EEUPC) の設置と EU 特許の概要についての合意<sup>22</sup>が発表 された。

合意における EEUPC の概要には、欧州の特許 訴訟システムの統一のため、裁判所や合議体の構 成、取消訴訟や手続言語などが示されている。し かし、以下に示すような課題がなおも残されてい る。

#### (1) 訴訟システムの多様性

特許訴訟に関して、欧州で特に重要な法域はドイツとイギリスである。この2つの訴訟システムの大きな相違の一つとして侵害訴訟と無効訴訟の関係が挙げられる。ドイツでは、侵害訴訟は地方裁判所に提起するのに対し、無効訴訟は連邦特許裁判所に提起する(bifurcation)。これに対しイギリスは、侵害訴訟の中で特許無効が主張されれば、同一の裁判所が共に判断を行う。

EEUPC は一の中央裁判所及び複数の地方及び 地域裁判所からなる第一審裁判所と一の控訴裁判 所から構成される<sup>23</sup>。そして,侵害訴訟が提訴さ れた地方又は地域裁判所に,反訴として特許取消 訴訟が起された場合,当該裁判所は①2 つの訴訟 を自ら取扱う,②当事者の合意により共に中央裁 判所へ移送する,または③特許取消訴訟のみ中央 裁判所へ移送し,自らは侵害訴訟の審議を進める (または停止する)ことができる<sup>24</sup>。つまりドイ ツの bifurcation やイギリスの一括方式が併存し得 ることになり,各国が自らの制度を積極的に変え ない限り,欧州の裁判システムは依然として多様 性を残したままになると考えられる。

#### (2) 裁判官の育成

現在,欧州における特許訴訟の大半はドイツで 提起されており,中でもデュッセルドルフ地裁, マンハイム地裁の件数が多いとされる。これらの 裁判所は特許事件の経験が豊富な裁判官を多数擁 している。しかし、その他の国で毎年一定数の特 許訴訟があるのは、イギリス、オランダ、フラン ス等ごく限られており、それ以外の国では特許事 件の経験がある裁判官も非常に少ない。

EEUPCの概要によれば、地方裁判所や地域裁判所では、訴訟件数規模に応じて裁判官プールから一名または二名が加わり合議体が形成される<sup>25</sup>。したがって、特許訴訟を円滑に処理するためには、経験豊富で言語能力に優れた裁判官を多く必要とする。このような裁判官の育成をどのように行うかは、制度導入にあたって大きな課題となるであろう。

#### (3) 手続言語

地方及び地域裁判所における手続言語は,裁判所が設立される加盟国の言語となる(ただし,当該加盟国は EPO 公用言語の一つ以上を指定することも可能)<sup>26</sup>。この結果,当事者は潜在的に 23の EU 公式言語で訴訟に関与しなければならない可能性があり,現状が大幅に改善されるかは不明である。

また、手続言語が定められていても、実務の観点から問題が残るとの指摘もある。ある機会に筆者が会ったドイツ人特許弁護士は、「現実には、重要な証拠でも外国語文献は翻訳がないと考慮しないという態度の裁判官もいる。全ての証拠を完全に理解してもらった上での審理を望む代理人としては、異なる国籍の裁判官の合議体を相手に、(建前は別として)全てを手続言語のみで済ませられるとは思えない。」と打ち明けた。

なお、EEUPC に関する合意の下で手続言語の取扱いに影響を与える今後のいかなる決定も、(EU特許の翻訳の問題と同様)全会一致によるとされている<sup>27</sup>。

#### (4) EU 機能条約との適合性

2009 年 9 月 12 日付け EU 官報に、UPLS が EU 条約に適合しているかについて、閣僚理事会が欧州司法裁判所 (ECJ) (現在の欧州連合司法裁判所 (CJEU)) に対し見解を求めた旨掲載された<sup>28</sup>。これは同年 5 月 29 日の EU 競争力理事会での合意<sup>29</sup>に基づくもので、EU、EU 加盟国および非 EU 加盟国である欧州特許条約 (EPC) 締約国の間で結ぶべく合意を目指している UPLS が EC 条約に適合しているかを問うものである。

EEUPC は、EU 特許をも対象とすることで EC 条約(現在は EU 運営条約(TFEU))との適合性 は EPLA に比べ高いともいわれ、CJEU の判断が 注目される。しかし、仮に適合していないとの判 断が示された場合には、前提が根本から崩れ議論 が振出しに戻ることとなる。

#### (5) 非 EU 加盟国との交渉

2009 年 3 月 24 日,欧州委員会は閣僚理事会に対し,同委員会が UPLS に関する交渉権限を与えるよう勧告した<sup>30</sup>。この権限は,UPLS の対象が欧州特許を含むことにより非 EU 加盟・EPC 締約国も当事者となるため,EU,EU 加盟国とこれらの非 EU 加盟・EPC 締約国とで構成される混成委員会(Mixed Committee)での交渉に必要とされるものである。閣僚理事会はまだ交渉権限を認める採択は行っていない<sup>31</sup>が,これは前述の CJEU による TFEU 適合性の判断を待っているためとも考えられる。

仮に将来、CJEU から適合性が認められ、かつ欧州委員会が交渉権限を獲得した場合でも、非EU加盟国との交渉の先行きは不透明である。例えば、ギリシアやキプロス(EU加盟・EPC締約国)は、歴史的経緯から対立関係にあるトルコ(非EU加盟・EPC締約国)のシステム加入は受け容れられ

ないとの立場といわれる。そして、トルコのような非 EU 加盟・EPC 締約国は現在 10 ある<sup>32</sup>ことから、混成委員会における交渉は複雑なものとなることが予想される。

# 4. おわりに

単一の特許制度や特許訴訟制度の議論が始まってから、既に35~50年が経過していることになる。2010年3月2日のプレスリリースにおいて、欧州委員会のバルニエ域内市場・サービス担当委員は「正直なところ、私は欧州の特許に関する交渉を終わらせようとする最後の委員になりたいと心から望む。」と述べた33。バローゾ第二期欧州委員会のメンバーとして、同氏の任期は2014年までである。しかし、前述のような課題を目の前にすると、彼の願いがかなうことを祈りつつも、そのような栄誉と幸運をつかむ委員は、まだ何代か後になるであろうという悲観的な見通しを持たざるを得ない。

#### 注)

- 1 EUの新戦略プラン「EUROPE 2020」(英語版)10頁 http://ec.europa.eu/eu2020/index en.htm
- 2 89/695/EEC
- 3 IP/99/105, http://ec.europa.eu/internal\_market/indprop/docs/patent /docs/8682 en.pdf
- 4 Document of the Council No 7159/03
- 5 合意に至らなかった原因として、不正確な翻訳の法的位置を めぐり関係国間で立場の相違があったことが挙げられる。 JETROウェブサイト「欧州知的財産ニュース」 http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/の関連記事 http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\_002.pdf
- 6 COM(2007)165
  - このコミュニケーションは、前年に行われた「将来の欧州特 許制度に関するコンサルテーション」の結果を受けてまとめ られたもの。
- 7 2009年12月のリスボン条約批准に伴い、ECがEUへ統合されて「共同体 (Community)」の概念が消滅したため、現在では「EU特許 (EU Patent)」という用語が用いられている。
- 8 IP/09/1880, Document of the Council No 17229/09

「欧州知的財産ニュース」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\_035.pdf

9 具体的には、米国の場合約1,850€であるのに対し、欧州13か国で特許を取得した場合には、翻訳コスト約14,000€を含め全体で約20,000€になるとしている。

欧州委員会プレスリリース

http://ec.europa.eu/internal\_market/indprop/patent/index\_en.htm,「欧州知的財産ニュース」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100301.pdf

10 IP/10/870, COM(2010) 350

「欧州知的財産ニュース」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100704.pdf

11 最近のスペイン政府関係者の発言からも、この主張に変化はないように見受けられる。例えば、2009年4月にマドリッドで開催された欧州発明者大賞2010授与式におけるフェルナンデス・スペイン産業・観光・貿易省次官の発言(「欧州知的財産ニュース」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100504.pdf) 参照。

12 欧州議会プレスリリース

Reference No. 20100714IPR78879

- 13 リスボン条約発効前は、欧州議会に対する協議は必要とされていたものの、議会の議決(共同決定手続き)は必要ではなかった。
- 14 EU運営条約 (TFEU) 第118条

(前略) 理事会は、特別立法手続きに従い、規則の手段によって欧州知的財産権のための言語の取決めを確立する。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で決議する。

- 15 前掲注2
- 16 http://archive.epo.org/epo/pubs/oj99/8\_99/8\_5459.pdf
- 17 前掲注4

18 「欧州知的財産ニュース」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\_015.pdf

19 SJ-0844/06, D(2006)65117

「欧州知的財産ニュース」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\_017.pdf

- 20 EPLAは, 2003年11月に条文案が発表された後も積極的に検討が続けられたものの, 2005年12月の草案以降, 議論は中断されたままとなった。
- 21 前掲注6
- 22 前掲注8
- 23 前掲注8 Document 第11段落 なお、ECJ (CJEU) の役割はEU法の優先の原則及びその統一 的解釈を確保することに限定される。(第12段落)
- 24 同第20段落 (b)
- 25 同第15,16段落
- 26 同第22段落
- 27 同第23段落
- 28 Official Journal of the European Union, Notice No 2009/C 220/24 (Opinion 1/09)
- 29 Document of the Council No 10306/09
- 30 IP/09/460, Sec (2009) final 「欧州知的財産ニュース」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\_031.pdf

- 31 2010年7月現在。
- 32 他にアルバニア,スイス,クロアチア,アイスランド,リヒテンシュタイン,モナコ,マケドニア,ノルウェー,サンマリノ(2010年7月現在)。また,2010年10月1日からセルビアにおいてEPCが発効することにより,同国が11か国目の非EU加盟・EPC締約国(EPC締約国としては38か国目)となる。
- 33 SPEECH/10/54